

大垣市立赤坂中学校「いじめ防止基本方針」の概要

平成30年4月1日改正

いじめ防止のための基本的な方針

いじめは、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長や人格形成に多大な影響を与える。時には、生命や身体に重大な危険を生じさせる可能性がある。いじめを単なる仲間間のトラブルと軽く考えることなく、人権にかかわる問題としてとらえ、いじめ防止の基本的な方針を定める。

けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

- ①いじめはどの学級、どの生徒にも起こりうる問題であるという認識をもつ。
- ②いじめは人間として絶対に許されないという認識と校風を創り出す。
- ③いじめ防止のため互いの信頼関係を築き、規律ある授業づくりや集団づくりをする。
- ④いじめの早期発見に努め、毅然とした対応と粘り強い指導を継続する。
- ⑤地域や関係機関と連携に努め、必要に応じて専門家の協力を求める。

いじめの早期発見・早期対応

(1) アンケートの実施と情報収集

- ・定期的なアンケート調査を実施する。(5月・6月・10月・11月・2月) その際、常に新鮮な目でアンケートの内容に目を通し、情報収集に努める。
- ・生活記録ノートから生徒の状況を把握する。(毎日) 些細な文言に生徒の内面が潜んでいることも踏まえ、「心で読み取る」ことに配慮する。

(2) 教育相談の充実

- ・教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切に教育相談を進める。
- ・問題の兆候を把握した時には、問題が深刻になる前に危機意識をもって相談に当たる。

(3) 教職員の研修の充実

- ・必要に応じて適宜職員研修を行い、各種啓発資料等を活用して、一人一人の教職員が、早期発見・早期対応はもちろん、未然防止に取り組むことができる研修を充実する。

(4) 保護者との連携

- ・日頃から、保護者との情報交流を大切にし、生徒への指導は保護者と学校が手を携え、より良い将来に向けて進めていくという信頼関係を築く。

いじめ防止等の対策のための組織

(1) 組織の名称を「いじめ防止対策委員会」とする

(2) 委員会は次のメンバーで構成する

校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・学年主任・教育相談担当・スクールカウンセラー・特別支援コーディネーター・保護者代表・関係職員・保護司・見識ある教育関係者(元校長)

(3) 委員会の役割

- ①いじめ防止のための方策の推進と見直しを行う。

- ・相談体制の把握と助言
 - ・保護者や地域への啓発活動の計画と実施
- ②いじめ発見時の初期対応の中心を担う。
 - ③全校体制のコーディネートを行う。
 - ④いじめ防止のための職員研修を行う。

いじめ未然防止・早期発見・早期対応の年間計画

学校は、いじめ防止基本方針を、年度開始時に生徒、保護者、関係諸機関等に説明する。

月	取 組 内 容
4月	・学校のいじめ方針をHPに掲載しPTA総会で説明 ・赤坂中人権宣言の取組
5月	・学校評議員会で方針の説明・第1回アンケートの実施 ・第1回対策委員会実施
6月	・第2回アンケート調査 ・教育相談
7月	・ネットいじめについて生徒への啓発 ・第1回県いじめ調査
8月	・職員研修（いじめ防止・教育相談等）
9月	・教育相談
10月	・第3回アンケート調査
11月	・第4回アンケート調査 ・教育相談 ・人権集会に向けた取組
12月	・「人権集会」の開催 ・学校評価アンケート実施 ・第2回県いじめ調査
1月	・第2回「いじめ未然防止・対策委員会」の実施 （取組の評価と次年度への改善点）
2月	・生徒会のまとめ ・第5回アンケート調査 ・学校評価委員会での評価
3月	・次年度に向けた取組を公表する。 ↓

※校内関係者だけの会議は随時実施する。

いじめ問題発生時の対応の手順

- ①いじめの兆候を把握したら速やかに情報共有し、学年や全校等、組織的にかつ丁寧に事実確認を行う。
- ②いじめの事実が確認できた、或いは疑いがある場合には、いじめを受けた（疑いがある）生徒の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ組織的に情報を収集し、迅速に対応する。
- ③いじめに関する事実が認められた場合、大垣市教育委員会へ随時報告するとともに、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら生徒への指導に当たる。
- ④保護者との連携の下、謝罪の指導を行う中で、いじめた生徒が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた生徒やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。
- ⑤いじめが傷害や恐喝など悪質な場合は、保護者と相談の上、警察等に届ける。
- ⑥いじめを受けた生徒に対しては、保護者と連携しつつ生徒を見守り、心のケアまで十分配慮した事後の対応に留意するとともに、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。
- ⑦必要に応じて、大垣市教育委員会や大垣市いじめサポートチーム等の協力を求めて指導にあたる。

なお、「重大事態」と判断される対応については、別に定める。